

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|
| 会 長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 |
| | | | | |

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 中村秀明

署名委員 吉 卓男

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年12月22日(金) 午後3時00分～

2. 招集場所 奄美市役4階大会議室

3. 出席委員

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | 前山重一郎 | 9 | |
| 2 | 西盛満 | 10 | 中棚昭三十 |
| 3 | 山下優子 | 11 | |
| 4 | 栄清安 | 12 | 濱手薫 |
| 5 | 福島吉宏 | 13 | 土浜良二 |
| 6 | 前田孝徳 | 14 | 中村秀明 |
| 7 | | 15 | 吉卓男 |
| 8 | 野崎清志 | 16 | 平井孝宜 |

4. 欠席委員

松崎文好、大山美智子、肥後安美

5. 議事に参与した者

事務局長 川内進 事務局次長 池秀平

住用分室長 茂木幸生

笠利分室長 朝至和

6. 報告事項

- ・九州農政局による平成29年度農地転用許可事務実態調査について
- ・平成30年1月総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第84号 非農地の認定について
- 議案第85号 平成29年度農地利用状況調査等による非農地について
- 議案第86号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第87号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・ 農業者年金加入推進について
- ・ 農業新聞講読推進について

(4) その他

・

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は13人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第12回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は松崎 文好、大山美智子、肥後 安美委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、14番中村秀明委員と15番吉 卓男委員
のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第82号から議案第87号までの6
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第 8 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を前田委員と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(前田委員)

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No. 4 4 につきましては、贈与による所有権移転でございます。3 ページにありますように受人はサトウキビを 2 5 . 9 アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No. 4 5 につきましては、売買による所有権移転でございます。1 1 ページにありますように受人はサトウキビ 9 2 . 2 アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No. 4 6 につきましては、売買による所有権移転でございます。2 0 ページにありますように受人はサトウキビ 1 4 0 . 8 アールを栽培しており、取得地には野菜、サトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No. 5 4 につきましては、売買による所有権移転でございます。4 6 ページありますように受人は新規で 2 9 ページには営農計画書も添付されており、取得地にはタンカンを植栽する予定で、問題ないものと判断いたします。

以上 3 件でございます。

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上です。

議長

(前田委員)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

1 3 番

(土浜委員)

議案第 8 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 4 4 について調査報告

をいたします。

12月20日夕方6時30分頃受人の自宅で会い直接話しを聞きました。受人は現在建設会社に勤めており、休みの時だけ兄のキビ作りを手伝っているが、定年退職が間近でこれから自分でキビを栽培していくとの事でした。

12月20日午後1時頃渡人宅へ伺いましたが、渡人は入院中という事で母親から話しを伺いました。渡人は足が不自由になり農作業が無理なので弟に土地を譲るとの事でした。申請書の内容については間違いのないとの事でした。

土地については、12月20日午後2時頃現地を見に行きました。資料の8ページをご覧ください。申請地は平集落から赤木名方面へ行く途中にあり、現在はサトウキビが植えられていました。周辺の農地は殆どサトウキビ畑でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

1番 (前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.45の受人について調査報告をいたします。

昨日の夕方6時頃自宅を訪問しましたが留守で、7時過ぎに電話をしたら全く応答がなくて大変困り果てたのですが、今朝7時30分過ぎに自宅に伺いましたら、本人は仕事に出られた後で奥さんがおられまして、奥さんとお話をしまして聞き取り調査をしました。その結果、この土地は渡人からの要望で買い取る事にしたという事で、地番、対価、面積等に間違いありませんのでよろしくお願い致しますという事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

8番 (野崎委員)

調査委員は肥後委員ですが、肥後委員が今日入院のため報告出来ませんので報告を代読いたします。

議案第82号農地法第3条の規定による許可申請No.45の渡人及び土地について調査しましたので報告します。

12月21日16時頃渡人宅へ伺い申請について調査し、その後土地の現況を確認しました。申請の土地は万屋地区の土地改良区内の土地です。17

ページをご覧ください。申請の土地は受人所有の土地と隣接しており、お互いに面積が小さいので現在まで渡人が借りて一緒にキビを作っていました。高年齢でもあるため受人に譲って耕作してもらおう事にしたとの事で申請に間違いはないのでよろしくお願いいたしますとの事でした。その後土地を確認しましたがトラクターで整地され何時でも作付け出来る状態でした。問題点はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたしますという事でした。以上です。

1 2 番

(濱手委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.46についての報告をいたします。

12月18日午前9時に伊津部勝公民館で待ち合わせをし、譲受人本人と直接会いまして譲り受ける畑3カ所を案内してもらいました。その内1カ所は伊津部勝公民館の隣で2筆310平方メートル、そこはススキ等が伸びていましたが草刈機で草を刈るとすぐ畑として利用出来る状況でした。そこは野菜畑にしたいとの事でした。26ページがその場所です。後1カ所は伊津部勝の大きな橋を渡りまっすぐ70メートル程行った右側の道路沿いにあります。以前はその畑はカボチャ等を作っていた様でした。一つの畑ですが6筆で1,339平方メートル、耕運機又はトラクターで耕すとすぐ畑として利用出来る状況でした。ここは津之輝を植える予定との事です。しかし苗を注文してもすぐには入手出来ないという事で、20本程は何とかなったようですが後はまだ予定は出来ないという事でした。27ページをご覧ください。そこがこの場所です。残り1カ所は伊津部勝大橋を渡りすぐ右折して50メートル程進んだ右側の道路沿いで、道路の左側には民家が並んでいます。2筆で1,299平方メートル、ここはススキ等が相当伸びておりまして畑にするには時間が掛かりそうでした。ここはタンカンを植える予定との事でした。25ページをご覧ください。そこがこの場所です。以上が畑の状況です。まだ仕事をやっていますが、7、8年したら自分も退職しないといけないのでその準備をしたいという事で、まずは畑を譲ってもらって7反程はやりたくと本人は言っていました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

2 番

(西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.46について報告いたします。

12月16日(土)午後4時30分頃渡人の自宅の方で聞き取り調査をし

ました。渡人は年齢が81歳で職業は無職です。4、5年前から農地を小湊の方に貸していて今回譲受人に土地を売りたいという事です。対価ですが面積2,948平方メートルに対して130万円は結構安いのではないですかと聞いたのですが、やはりもう年で畑を作ってもらえさえすれば良いという感覚で言っていました。地番、面積、対価は申請書のとおり間違いのないという事です。以上です。

議長

(前田委員)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

No.45もNo.46も売買ですが、大分年を取れており兼業でやられていますか、将来後継者はいるのか、聞いていないですか。

1番

(前山委員)

No.45についてですが、現在は親子でやっておられ兼業でやるのか専門にするのか確認はしておりませんが、兼業でそのままいくのではないかと思います。受人は現在(株)ストークの代表取締役になっていますので、恐らく兼業になると思います。

8番

(野崎委員)

No.45の受人は元々万屋出身です。土地がいっぱいありまして兄弟もいます。

議長

(前田委員)

よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第83号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.36につきましては、売買による所有権の移転で駐車場を建設するための申請でございます。申請地は笠利町里の富国製糖の道路向かいで、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.37からNo.42につきましては、売買による所有権の移転で、特別養護老人ホームを建設、立て替えをするための申請でございます。申請地は笠利町節田の現在の笠寿園の隣接地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上7件でございます。

議長

(前田委員)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

10番

(中棚委員)

議案第83号農地法第5条の規定による許可申請について、番号No.36所有権移転(売買)について報告いたします。

譲受人には12月18日14時50分頃に本人自宅にて書類の確認と話しを伺いました。受人は大工の棟梁であり今回申請地の横に自宅と作業場があり、今回駐車スペースを確保するとの事でした。申請書類のとおりでありますので、農業委員の皆さんのご審議よろしくお願ひしますとの事でした。

譲渡人には12月18日15時30分に本人自宅にて書類の確認と話しを

伺いました。申請書類のとおりでありますので、農業委員の皆さんのご審議
よろしくお願ひしますとの事でした。

土地については35、36、37ページの位置図をご覧下さい。向かいに
は富国製糖があり前回10月に申請があった残りの土地でもあり、2種農地
でもあり問題ないと思います。以上で報告を終わります。

事務局

(朝笠利分室長)

議案第83号農地法第5条の規定による許可申請No.37からNo.42の受人
は同一法人で、福祉施設の建て替え敷地として申請していますので纏めて報
告いたします。

12月19日午前10時頃申請地の現地調査をするという事で笠寿園の駐
車場に受人の代理で星の園の園長とNo.38からNo.42の渡人に集まってもら
い、土浜委員と現地調査を行った後受人の代理から今回の申請内容の聞き取
りを行いました。申請理由としましては、既存の施設が老朽化している事や
利用者需要を考慮して建て替えるという事です。現在の施設は定員50床で
ショートステイが12床で建て替え後も同じ規模だという事です。購入価格
等については渡人との個々の交渉で決定したとの事です。なお、予定敷地内
には畑1筆が相続手続き関係で残っているという事です。施設の着工目途と
しましては、県への補助金申請とかの関係で平成32年から平成33年頃に
なるのではないかと話されておりました。申請内容に相違なかった事を報告い
たします。以上でNo.37からNo.42までの受人の調査報告を終わります。

次にNo.37の渡人について報告いたします。

渡人が川崎市在住という事で12月19日11時15分頃電話にて申請内
容の確認を行いました。今回笠寿園の建て替え敷地として畑を譲って欲しい
と話があり、福祉施設として有効に活用してもらいたいという事で譲渡し
たとの事でした。売買価格についても間違いはないという事でした。以上で調
査報告を終わります。

次にNo.39の渡人について報告いたします。

渡人はNo.38の渡人の弟になり、鹿児島市喜入町に住んでいるという事
で、弟であるNo.38の渡人から申請内容の確認を行いました。畑については
父が亡くなった事により相続で持分登記をしたとの事です。今回笠寿園から
建て替え敷地として譲って欲しいと話があり、福祉施設として有効に活用
してもらいたいという事で譲渡したとの事です。売買価格についても間違い
はないという事でした。以上で調査報告を終わります。

13番

(土浜委員)

議案第83号農地法第5条の規定によるNo.37の許可申請について調査報告いたします。

土地について、12月19日午前10時頃受人及び渡人の立会の下朝室長と一緒に現地確認をしてきました。資料の50、51ページをご覧ください。申請地は節田集落の外れにあり現在は牧草が植えられていました。周辺の農地はサトウキビ畑もありますが殆ど遊休農地でした。以上です。

No.38の報告をいたします。

同日現地にて渡人から直接話しを聞きました。申請書の記載内容に間違いのないとの事でした。

土地については資料の61ページをご覧ください。

申請地は現在草藪で遊休農地でした。

No.39の報告をいたします。

渡人はNo.38の申請人の弟に任せているとの事でした。

土地については資料の63ページをご覧ください。申請地はNo.38と一緒に。兄弟で一つの土地を持分登記しております。

No.40の報告をいたします。

渡人、資料の71ページをご覧ください。図面では道路に面していますが、畑への入口は狭い道を10メートル位入った所にあり、半分以上が周りの農地よりかなり下がっていて水捌けも悪く農地には向かないとの事でした。申請書の記載内容等には間違いのないとの事でした。

土地については、草藪で遊休農地になっていました。周辺農地は県道近くはサトウキビ畑ですが他は遊休農地でした。

No.41の土地について報告いたします。

資料の78ページをご覧ください。申請地は周りの農地より少し高い所であり木が生えていて荒廃農地となっていました。周りの農地はサトウキビ畑や遊休農地でした。

No.42の報告をいたします。

No.42の渡人は足が衰えて農作業は出来ないなので親戚に貸しているが、借りている人も体調を壊し入院をしているので、農地の管理が難しくなっているので他に有効利用をして欲しいとの事でした。記載内容等には間違いのないとの事でした。

土地については、資料の83ページをご覧ください。

申請地には現在サトウキビが植えられていました。周辺農地はサトウキビ畑や遊休農地でした。

| | |
|-------|--|
| | <p>資料の 5 2 ページをご覧ください。</p> <p>予定している建物の周りは駐車場を設けていますので周辺農地への日照等の支障はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p> |
| 1 番 | <p>(前山委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 4 1 の渡人について報告いたします。</p> <p>昨日 2 1 日夕方 5 時 2 0 分頃電話をしましたら本人が居られまして本人に確認をいたしました。面積、対価等について間違いございませんかと伺いましたら、はい、間違いありませんよろしく申し上げますとの事でした。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>(前田委員)</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> |
| 1 3 番 | <p>(土浜委員)</p> <p>相対的に区画整理されていないので建物が建つ所はかなり低い所で、さくと言いますかやっと周りで何ヶ所かサトウキビが植えられているだけで殆ど草と言いますか木が生えています。No. 4 1 は道路から見ると一つの森です。周りも借りる人がいない様な状況です。航空写真で見るとそうでもありませんが、段差があったり現地はもっと複雑です。昔の字図で纏められているようなものです。</p> |
| 1 5 番 | <p>(吉委員)</p> <p>3 点程聞きたいのですが、今言われた様にそれぞれ対価がもの凄く違うのです。この違いは皆さん確認されていると思うのですが、どうして違うのかという事と一番悪い場所が一番高いのです。No. 3 8 と No. 3 9 ですが 7 / 8、1 / 8 となっていますが全部ではないという事ですか。No. 4 1 もですが 1, 7 9 1 平方メートルある内の 2 4 6 平方メートルを書いてあるのですが、どうなっているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>(朝笠利分室長)</p> <p>これは建物が引っ掛かる分です。また、農地転用は一つの土地に対しての転用許可を出しますので、持分 7 / 8 だけを申請しても許可が出せないという事になります。ですので、7 / 8 と 1 / 8 を足すと 1 という事で申請が上</p> |

がって来てようやく申請内容が満たされて許可という事になります。購入単価につきましてはそれぞれ個人との交渉で高い方で5千円台、安い方で2千円台、平均で4千円台という価格になっています。

事務局

(池次長)

この54ページの事業計画を見て下されば良いのですが、真ん中の3の計の所に6,920平方メートル、その内訳として建物、工作物が3,068平方メートルの内2,166平方メートル、通路が1,360平方メートル、駐車場が3,394平方メートルの内500平方メートル、この6,920平方メートルというのは6筆合わせてという事になります。その内の3,068平方メートルが建物で、建物に掛かる分が6筆ある中で少しずつ出て来ます。

15番

(吉委員)

3,068平方メートルの内2,166平方メートルと書いてあるのは建物に掛かる分という事ですね。

事務局

(池次長)

そういう事です。

15番

(吉委員)

はい、分かりました。

議長

(前田委員)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第83号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

| | |
|-------|--|
| | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p> |
| 議長 | <p>(前山会長)</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p> |
| | <p>日程第 5</p> <p>議案第 8 4 号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及と説明)</p> <p>No. 1 4 につきましては、昭和 5 0 年頃から休耕放棄しており、農地として利用出来ないための申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬西仲勝の山下委員の自宅のずっと山に入っていた所で、場所については担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上 1 件でございます。</p> |
| 議長 | <p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p> |
| 1 2 番 | <p>(濱手委員)</p> <p>非農地認定 No. 1 4 について報告いたします。</p> <p>1 2 月 1 7 日午後 1 時 3 0 分現地立会をいたしました。本人が 9 3 歳という高齢のため息子さんが立ち会いました。現地は西仲勝から前勝、小湊へ向かう県道の右側で、社会福祉法人あしたば園の前を通り山の上の様でした。畑に登る道もなく写真二枚の場所から説明を受ける事しか出来ませんでした。8 7 ページをご覧ください。一枚の写真は県道から見たもので、もう一枚が畑のある山へ登る近くの場所からです。以上で報告を終わります。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>濱手委員としては非農地としても差し支えないと思われましたか。</p> |
| 1 2 番 | <p>(濱手委員)</p> <p>ええ、以前も一度別の方が申請しましたが、それも山の上でもうこういう状態でしたが、今回の場所も見ただけでも道ありませんし、写真の所で見ましたが農地の様な感じは全然しませんでした。山の様な感じです。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 4 号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 4 号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 6</p> <p>議案第 8 5 号平成 2 9 年度農地利用状況調査等による非農地について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>笠利地区は笠利地区、住用地区は住用地区、名瀬は名瀬で見られて、もし自分が見た所で知っている所で、これは非農地ではないという所がありまし</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>たら申し出て下さい。</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> |
| 15番 | <p>(吉委員)</p> <p>こう出ているのですが、もしこの出ている場所を本人が転用したいとかいった場合には、もう非農地になっているので非農地で出して下さいと言えば良いのでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>(前山会長)</p> <p>非農地の申請をするなり4、5条申請で構わないと思います。この中で本人が原野、或いは雑種地にしたいという希望があればそれで足りると思いますので、そういった指導をされて下さい。</p> |
| 15番 | <p>(吉委員)</p> <p>この土地を3条で売りたいといった場合にはそのまま良いのですよね。</p> |
| 事務局 | <p>(池次長)</p> <p>良いですよ。</p> |
| 議長 | <p>(前山会長)</p> <p>これは来年度以降の調査案件から外すためだけのものですので、農業委員会内だけのものです。</p> |
| 15番 | <p>(吉委員)</p> <p>今月の農業新聞で日置市で耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を利用して耕作放棄地の解消を図ったという記事がありましたが、こういった取り組みを奄美市での予定はないのですか。</p> |
| 事務局 | <p>(池次長)</p> <p>耕作放棄地事業ですよ、それは農林振興課の方で事業があります。</p> |
| 議長 | <p>(前山会長)</p> <p>耕作放棄地事業をして使う人がいなければまた耕作放棄地に戻ると何の意味もありありませんので。</p> |

| | |
|-------|---|
| 1 5 番 | (吉委員) そう言った農地があれば農林振興課に相談すれば良いのですね。 |
| 事務局 | (池次長) そうですね、それをお願いします。笠利、名瀬、住用それぞれの地区耕作放棄地事業を利用しております。耕作放棄地事業で整備したのにまた荒らして仕舞っているという地区もありました。 |
| 1 5 番 | (吉委員) せめて基盤整備した所だけでも耕作放棄地を無くした方が良いのではと、折角事業を入れたのですから、そう言った所が結構ありますね。 |
| 議 長 | (前山会長) そう言った所は特に重点的にパトロールしながら指導する様にしないと、折角基盤整備をして1種農地になっている筈なのに耕作放棄地が多いという事になると非常に問題がありますので、そういった事を無くすために推進員が出来、改正農業委員会法では重点施策になっていきますので、推進委員と農業委員一緒になって遊休農地の解消に努めなさいというのが必須業務になっていますので、遊休地がなお増えたとなるとどうしようもありませんので、そう言った事も肝に銘じて推進委員と農業委員は活動されて下さい。3年程前ですか志布志に視察に行った時に志布志の農業委員会も遊休地が一桁というのもこういった所を全部非農地の申請をしてもらう様に指導しているのです。それで遊休地を減らすとそう言った方法もあるのです。 |
| 1 6 番 | (平井委員) これだけ案件があると中々全員に通達というのは難しいと思うのですが、見ていると既に宅地になっている部分ともありますので、少し絞り込んでいけば解消出来るのではないと思うのです。 |
| 議 長 | (前山会長) 知らずにそのまま建物を建てて気付かずにやっている所も必ずあるかと思えます。そう言った事で担当地区で特に気付いた所がありましたら是非非農地申請を出してもらう様にお願いしておきたいと思えます。そう言った事も我々の仕事の一環ですので、農地を守らなければなりません、使えない農地は守る必要はありませんので、是非非農地願いを出すとかそう言う指導を |

| | |
|-----|---|
| | して下さい。よろしくお願いします。 |
| 16番 | (平井委員) ちなみにまだ地目が畑になっていて住宅が建っているとか言った場合、この人達にペナルティーとかはあったりするのですか。 |
| 議長 | (前山会長) いや、それはないと思います。 |
| 16番 | (平井委員) 無ければそのままいってしまうというのがありますよね。そうすると農地法の関係で一寸おかしくなっていきますよね。 |
| 議長 | (前山会長) そう言う時には、そのままおいておくと違反転用になりますよという事で、是非非農地申請をして下さいという指導をするしかないですね。 |
| 16番 | (平井委員) 固定資産税とかは全然変わらないですけども。 |
| 議長 | (前山会長) 固定資産税は農地のままでいっていると思います。都市計画事業をした区域内の農地は宅地並み課税に変わっているのですけれども、まともな農地の所で家を建て宅地に使っているけれどもという所は、税務課はそこまで調べていないと思いますので農地のままの税金だと思います。逆に都市計画区域内でも畑で耕作して使っていると証明すれば農地並みの税金に戻るのですけれども、それは申請しなければそのままになります。 |
| 4番 | (榮委員) 非農地の申請をして下さいねと言って、今回のこの古見方の件でも本人が自ら進んで上げられてきたのですか。 |
| 事務局 | (池次長) そうです。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>これはあくまでも地権者が納得しなしと勝手には出来ませんので。</p> |
| 4 番 | <p>(榮委員)</p> <p>例えば農業委員会の事務局の方がこれは上げられた方が良いと思ってアプローチをした事は一切ないのですか。</p> |
| 事務局 | <p>(池次長)</p> <p>ないです。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>それは農業委員会の事務局がする事はあり得ません。それをするのが農業委員、推進委員の方々の仕事です。</p> |
| 4 番 | <p>(榮委員)</p> <p>例えばこれは非農地で上げた方が良くよと本人に言ったとしても、ではどれ程掛かると聞かれるのが希にあるのです。法務局に行って登記をし直すところ程掛かりますよとお教え出来ないと中々立ち上がってそう言う行動にはいかないですよ。司法書士を通してやる場合と本人がする場合では大分値段が違ってきますし。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>非農地の場合は農業委員会で非農地証明が出て持っていけば法務局は変更出来ます。その代わり本人が法務局まで行って変更しないと我々はそういう事は出来ませんので。</p> |
| 事務局 | <p>(池次長)</p> <p>結局自分で申請出来れば法務局に行ってその後の手続きも自分ですれば一番良い事は良いのです。第三者がするのは法律違反になりますので、そうでなく行政書士とか詳しい方に任せの方が良いのではないですかという事で殆どの方はやっていると思うのです。その分お金は掛かりますけれども。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>行政書士を頼むとその分手数料を取られて本人が自分で出来れば安く済むと言う事です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>(池次長)</p> <p>行政書士も農業委員会に書類を出せばとおるので良いよという事で、受人とか渡人にも軽く言っている様に見えるのです。</p> |
| 4 番 | <p>(榮委員)</p> <p>その後法務局まで行かなければ出来ませんよと言っていないでそのままになっている人もいます。</p> |
| 事務局 | <p>(池次長)</p> <p>言った人の中でも結局所有権移転して5条でも建物を建ててなかったりとか、そう言うのが目に余ったものですから、笠利で木造の平屋を造ると際にもある行政書士さんは申請さえ出せばOKよと言う風に言ったと言っているのです。結局この申請の中の内容も受人の人からは計画書等も見てもなかったと言うのがありがちなものですから、そう言う書類をちゃんと調査する時に受人、渡人に見て貰って調査委員の方は確認をさせた方が良いでしょう。そうしないと確認もしないで例えば内地にいる人とかいた時に電話対応だけだとどうしても書類を見せる事は出来ないではないですか。その時には口頭でも良いでしょうので書類の確認というのをやった方が良いでしょう。そうしないと本人等は訳が分からない内に行政書士さんが勝手に書いて、こちらが事業変更計画書を書いて下さいと言っても、何ですかそれと言われたのが何件かありました。そういうのは今後総会の時に調査委員の方々は注意して下さい。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>そう言った事があるもので調査は原則本人と面談をしてやるというのがありますが、やむを得ない場合は電話でも良いでしょうよと、電話でした場合にそう言った案件が出ると問題になると言う事になります。後々訴えられたりすると裁判問題になったりしますので十分注意されて下さい。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第85号平成29年度農地利用状況調査等による非農地については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めること</p> |

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号平成 29 年度農地利用状況調査等による非農地については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 7

議案第 86 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 86 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 8

議案第 87 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたしますが、本案には濱手委員に関する案件が含まれており

ますので、濱手委員の退席を求めます。

(濱手委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第87号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

濱手委員の着席を求めます。

(濱手委員着席)

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・ 農業者年金加入推進について

- ・ 農業新聞講読推進について
- ・ 懇親会について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年12月22日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

